

当所「新型コロナウイルス感染症」への対応について

令和2/3/2
光商工会議所

当所では、政府からの「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日決定）」を受けた日本商工会議所の対応を参考とし、令和2年3月2日（月）～3月31日（火）の期間（予定）において、下記のとおり対応することといたしましたので、連絡いたします。

1. 当所主催の会議等について

- (1) 議員総会・常議員会等、議件に審議事項のあるものについては、原則、予定通り開催します。尚、議件以外の報告事項や講演の中止または延期など、会議時間の短縮や出席人数の限定による会議規模の縮小を検討します。

<開催の際の留意事項>

- ・咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただくことがあります。
- ・会場での手消毒の徹底をお願いします（会場受付等には消毒液を設置）。
- ・会場でのマスク着用をお願いします（当所がマスクを確保でき、マスクの用意がない出席者が希望した場合は、マスクを配布）。
- ・事務局職員はマスクを着用し、業務に従事します。

(2) 上記以外の会議、セミナー、講演会等

- ・参加者が50名以上の会議、セミナー、講演会等については、開催の必要性、関係者の意向等を踏まえて中止も含め検討します。
- ・共催・後援団体、協力企業・団体から中止要請があった場合は中止とします。

(3) 懇親会・交流会（飲食を伴うもの）

- ・当面、3月13日（金）までは、飲食を伴う懇親会・交流会の開催は、主催する組織の長（委員長、部会長等）と相談のうえ、原則として開催を控えます。

2. 当所事務局の対応について

(1) 出勤について

- ・事務局員本人が、当日37.5度以上の体温がある場合は、出勤を見合わせます（有給休暇扱い）。
- ・少しでも体調が悪くないと感じた場合、出勤前に検温をするなど、体調管理を徹底します。
- ・事務局員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合、必ず総務課（長岡事務局長か米川事務局次長）に報告します。

(2) 出張

- ・不要不急の出張は極力見合わせ、出張する場合は最小限の人数にとどめます。

(3) その他

①懇親会について

- ・プライベートを含め、極力控えます（当面3月13日（金）まで）。

②接客・打合せ（内部打合せ含む）について

- ・相手の了解を取った上で、極力電話、メール等を使用するなど、感染防止に努めます。
- ・少しでも体調の悪い事務局員は応対しないよう、部署内で調整します。
- ・マスクの着用、相手との距離を置く等の対応を行うと共に、時間の短縮を心掛けます。

③その他

- ・手洗い、手消毒の徹底、マスク着用等、個人での感染防止策に努めます。

以上